



平成 29 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名	株式会社ティーガイア	
代表者名	代表取締役社長 (コード：3738 東証第 1 部)	金治 伸隆
問合せ先	執行役員 経営企画部長 (TEL. 03-6409-1010)	塩屋 知之

株式会社クオカードの株式の取得(子会社化)に関するお知らせ
～「QUO カード」の更なる発行拡大とデジタル社会における新たな FinTech サービスの創造～

当社は、平成 29 年 10 月 30 日付の取締役会において株式会社クオカード(以下「クオカード」)の全株式を SCSK 株式会社(以下「SCSK」)より譲り受けること(以下「本件株式取得」)を決定し、本日、株式譲渡契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。今後、平成 29 年 12 月 1 日に、総額約 225 億円で当該株式を取得し、クオカードを完全子会社化する予定です。

記

1. 株式取得の理由

近年、IT 技術の進歩やスマートフォン・タブレット端末の普及により「決済」「送金」「融資」「資産運用」など、従来の金融サービスが革新・デジタル化され、「PFM (Personal Financial Management)」「仮想通貨」「ソーシャルレンディング」などの新たなサービスがリリースされています。このような FinTech サービスの潮流は更に拡大しており、金融業界は大きな転換期を迎えています。その中でも特に決済の分野では、モバイル決済や電子マネー等、消費を支える FinTech サービスの登場により、消費者が利用できる「お金」は多様化しています。消費者が様々な生活シーンにおいて、多様化した「お金」を簡単且つ、自由に利用できるようになれば、実店舗、ネットショッピングやオンラインサービス等での支払い、送金時の負荷が軽減され、ひいては日々の消費生活を豊かにすることにつながります。

クオカードは、1987 年の設立以降、主に汎用プリペイドカードである「QUO カード」の発行事業を展開し、全国のコンビニエンスストアや書店、ドラッグストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、加盟店数 5 万 7 千店超、累計発行実績 1 兆円超 (2017 年 9 月末時点)

と多くのお客様にご利用いただいております、長年に亘り築き上げられた強固な顧客基盤と高いブランド力を有しています。

当社は1992年の設立以来、中核の携帯電話等販売事業において、リーディングカンパニーとしてのポジションを築いてまいりました。決済サービス事業に関しては、2000年にコンビニエンスストアにてプリペイド式携帯電話およびプリペイドカードの販売を開始したことを契機に、PINを活用したプリペイド式電子マネーの販売（※1）、ギフトカードの販売（※2）と決済サービスのディストリビューター事業を拡大してまいりました。現在、主要コンビニエンスストアを始めとしてスーパーマーケットやドラッグストアなど、5万7千店超の販売拠点で、多様なお客様のニーズにお応えしております。

当社は、決済サービス事業を携帯電話等販売事業に次ぐ中核事業と位置付け、本件株式取得を通じ、成長機会が見込まれる当事業分野の拡大を図ってまいります。具体的には、両社の保有する顧客基盤や事業ノウハウを合わせ、高いユーザー認知度を有する現行「QUOカード」の一層の発行拡大と、更にコンビニエンスストアを中心とした店舗での多様なデジタル決済への対応を目的としたスマートフォンでも利用可能な「デジタル版QUOカード」（※3）の創出を目指します。デジタル化により利用シーンを拡充し、利便性の向上を図ることで、お客様の多種多様な贈答需要へ対応していきたいと考えております。また、FinTechの潮流である「送金」「資産管理」「資産運用」「融資」等、スマートフォンを活用した「便利で、信頼、安心できる」新たなFinTechサービスへの拡充も模索してまいります。

多くのお客様に親しまれている「QUO」ブランドを通じて、両社のパートナーであるコンビニエンスストアを中心とする加盟店様の経済活動の活性化を図りつつ、消費者の日々の消費生活における豊かさの実現に努めてまいります。

- ※1 PINを活用したプリペイド式電子マネーの販売・・・コンビニエンスストアに設置されたマルチメディアキオスク端末を介してPIN（認証番号）を発行し、インターネット用のプリペイド式電子マネーを販売しております。
- ※2 ギフトカードの販売・・・コンビニエンスストア等の店頭において、スマートフォンやインターネット上でアプリやゲーム内アイテム、音楽等を購入する際に決済手段として使えるプリペイドカードを販売しております。
- ※3 「デジタル版QUOカード」・・・スマートフォンを加盟店でかざすだけで手軽に決済でき、アプリによる残高管理も行えるようになることを想定しています。これにより、将来的にはECサイトを含む加盟店の拡大や、少額の「決済」「送金」「キャッシュバック」「リワード」などの用途で幅広く認知され、利用されることを目指していきます。

2. 異動する子会社の概要

(1) 名	称	株式会社クオカード
(2) 所	在	地 東京都中央区日本橋本町2丁目4番1号

(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林 敬史		
(4) 事業内容	カード（代金前払方式等）の発行・精算業務、カード及びカード関連機器の販売並びに保守業務		
(5) 資本金	1,810 百万円		
(6) 設立年月日	昭和 62 年 12 月 4 日		
(7) 大株主及び持株比率	SCSK 株式会社 100%		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	当社取締役の小池浩之氏が当該会社の親会社である SCSK 株式会社の取締役を兼任しております。また、当該会社の親会社である SCSK 株式会社の従業員 1 名が当社に出向しております。	
	取引関係	当社は当該会社の親会社である SCSK 株式会社にシステム開発・保守業務を委託しております。	
当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態(単体)			
決算期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
純資産	8,998 百万円	9,812 百万円	11,018 百万円
総資産	92,019 百万円	99,274 百万円	109,338 百万円
1 株あたり純資産	982,265.54 円	1,071,204.28 円	1,202,802.41 円
売上高	3,379 百万円	3,219 百万円	3,308 百万円
営業利益	265 百万円	231 百万円	280 百万円
経常利益	1,668 百万円	1,617 百万円	1,847 百万円
当期純利益	720 百万円	853 百万円	1,267 百万円
1 株当たり当期純利益	78,614.86 円	93,130.64 円	138,324.51 円
1 株当たり配当金	－円	－円	－円

3. 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	SCSK 株式会社		
(2) 所在地	東京都江東区豊洲 3 丁目 2 番 20 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 谷原 徹		
(4) 事業内容	情報システムの構築・運用サービスの提供及びパッケージソフトウェア・ハードウェアの販売		
(5) 資本金	21,152 百万円		
(6) 設立年月日	昭和 44 年 10 月 25 日		
(7) 大株主及び持株比率 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	住友商事株式会社	48.8%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.16%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.99%	

(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	当社取締役の小池浩之氏が当該会社の取締役を兼任しております。また同社の従業員1名が当社に出向しております。		
	取引関係	当社は当該会社にシステム開発・保守業務を委託しております。		
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の親会社である住友商事株式会社が親会社であり、関連当事者に該当します。		
当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態				
決算期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	
連結純資産	138,536百万円	151,546百万円	173,674百万円	
連結総資産	334,290百万円	352,676百万円	389,537百万円	
1株あたり連結純資産	1,276.37円	1,401.00円	1,607.74円	
連結売上高	297,633百万円	323,945百万円	329,303百万円	
連結営業利益	28,003百万円	31,785百万円	33,714百万円	
連結経常利益	30,667百万円	33,610百万円	36,121百万円	
親会社株主に帰属する当期純利益	15,638百万円	26,956百万円	28,458百万円	
1株あたり連結当期純利益	150.71円	259.72円	274.16円	
1株あたり配当金	50.00円	75.00円	90.00円	

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	一株 (議決権の数：一個) (議決権所有割合：－%)
(2) 取得株式数	9,160株 (議決権の数：9,160個)
(3) 取得価額	クオカードの普通株式 22,500百万円 アドバイザー費用等(概算額) 51百万円 合計(概算額) 22,551百万円
(4) 異動後の所有株式数	9,160株 (議決権の数：9,160個) (議決権所有割合：100%)

※ 上記に記載されている取得価額は現時点の見込み額であり、実際の取得原価は上記と異なる場合があります。

5. 日程

(1) 取締役会決議日	平成29年10月30日
(2) 契約締結日	平成29年10月30日
(3) 株式譲渡実行日	平成29年12月1日(予定)

6. 今後の見通し

本件株式取得が平成29年5月12日に公表いたしました平成30年3月期の連結業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

7. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件株式取得は、当社の親会社である住友商事株式会社（以下、「住友商事」）の連結子会社であるSCSKから株式を取得することから、支配株主等との取引に該当いたします。

当社が平成29年6月21日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「支配株主との取引のうち重要性が高いものについては、取締役会にて取引内容を審議し、実行可否を判断しており、会社及び少数株主の利益を害する取引がないことを検証しております。」と定めております。本件株式取得に関しては、以下に記載のとおり適切な措置を講じていることから、上記指針に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、公正性を担保するための措置として、本件株式取得における対象会社の取得価額について、独立した第三者算定機関であるフロンティア・マネジメント株式会社に株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書を取得しております。当社は株式価値算定範囲内にて取得価額を決定しております。

また、当社は、本件株式取得に関する法務アドバイザーとして、長島・大野・常松法律事務所を選任し、同事務所より本件株式取得の手続き及び意思決定の方法・過程等について助言を受けております。

当社は、利益相反のおそれを回避するための措置として、住友商事の従業員を兼務する福岡徹氏、住友商事の従業員及びSCSKの取締役を兼務する小池浩之氏は本件株式取得に関する審議及び決議には参加しておらず、本件株式取得に関する協議・交渉にも参加しておりません。さらに、当社の取締役のうち、住友商事からの出向者である多田総一郎氏、近田剛氏は、本件株式取得に関する審議及び決議には参加しておりません。このほか、当社の監査役のうち、住友商事からの出向者である奥谷直也氏、橋本良氏は、本件株式取得に関する審議には参加しておりません。

なお、本件決議に参加した取締役の全員一致で、本件株式取得に関する承認を得ております。また、奥谷直也氏及び橋本良氏をのぞく監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

- (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

本件株式取得は、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するため、当社は、支配株主と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、独立役員である新将命氏、浅羽登志也氏、出口恭子氏、及び当社の社外監査役であり、独立役員である蒲俊郎氏、北川哲雄氏 に対して、本件株式取得が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問をし、この点について意見書を提出することを依頼しました。

同氏らは、当社における現状認識及び本件株式取得によるシナジーに関する当社へのヒアリング、株式価値算定に関する第三者算定機関であるフロンティア・マネジメント株式会社の評価結果、及びフロンティア・マネジメント株式会社による財務・税務関係のデューデリジェンス、長島・大野・常松法律事務所による法務関係のデューデリジェンス報告結果を踏まえ、本件株式取得が少数株主にとって不利益なものであるか否かについて検討を行いました。

本件株式取得の目的、交渉過程等の手続、本件株式取得価額の公正性、当社の企業価値向上等の観点から総合的に検討を行った結果、本件株式取得を実施する旨の当社取締役会における決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでない認められる旨の意見書を平成 29 年 10 月 26 日付で入手しております。

以上